

議案番号	件 名			
提案課名	内 容			
議案第19号	三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について			
人 事 課	<p><b>【関係法令】</b></p> <p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号)</p> <p>一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)</p> <p>職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和35年三田市条例第30号)</p> <p>職員の育児休業等に関する条例(平成4年三田市条例第5号)</p> <p>三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和43年三田市条例第16号)</p> <p>三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成21年三田市条例第25号)</p> <p><b>【趣 旨】</b></p> <p>多様な人材を柔軟に配置することで効率的、効果的な行政サービスを推進することを目的として、専門性を問わない職員及び短時間勤務の職員を任期付で採用するに当たり、必要な事項を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>1 専門性を問わない任期付職員の採用(第3条)</p> <p>2 任期付短時間勤務職員の採用(第4条)</p> <p>3 上記改正に伴う関係条例の改正</p> <p>4 特定任期付職員の給料表の改正(第7条)</p>			
		区分	要件	任期
	今回改正	任期付職員 <b>【業務量関連】</b> <条例第3条関係> (法律第4条関係)	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量が増加することが見込まれる業務に従事	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)
		任期付短時間勤務職員 <条例第4条関係> (法律第5条関係)	① 上記①②の場合 ② 住民に対するサービス提供体制の充実 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替	同上
規定済	任期付職員 <b>【専門的知識等】</b> <条例第2条関係> (法律第3条関係)	① 高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要(特定任期付職員) ② 専門的な知識経験を有する者を期	5年以内	

		間を限って業務に従事させることが 必要	
	【施行期日】 平成 31 年 4 月 1 日		